

議案第24号

障害者等の「障害」の表記を改めることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

資料1 障害者等の「障害」の表記を改めることに伴う関係条例の整理に関する条例の概要

1 条例制定の理由

- ① 障害者の「害」には「害する」のほか「わざわい」の意味もあることから当事者に配慮し、本市においては平成22年(2010年)4月から「害」の使用を控え「がい」と表記してきました。
- ② 令和2年(2020年)開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて改正されたスポーツ基本法に対して行われた衆議院文部科学委員会決議及び参議院文教科学委員会附帯決議を受け、平成30年(2018年)11月に開催された国の文化審議会国語分科会において、法令と法令を引用した公文書を除き、地方公共団体等において常用漢字表にない「碍^{がい}」の字を用いることが可能であるとの考え方が示されました。
- ③ 「碍^{がい}」には「さまたげ」や「バリア」の意味がありますが、このバリアは個人ではなく道路や施設、制度、慣習や差別的な観念など社会的障壁(モノ、環境、人的環境等)との相互作用によって創り出されているもので、この社会的障壁を取り除くことが大切です。
- ④ この「碍^{がい}」を使用し、「障碍^{がい}」の本来の意味について知識を普及させ、障碍の有無に関らず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進し、暮らしやすい社会の実現を図るため、平成31年(2019年)4月から本市においては、公文書等における「障害」又は「障^{がい}がい」の表記を、「障碍^{がい}」と表記することとしました。

2 表記を改める条例

障害者等の「障害」の表記を改めることに伴う関係条例の整理に関する条例の第1条から第36条に規定する36の条例

3 表記を改めるもの

原則として、「障害」、「障^{がい}がい」は「障碍^{がい}」と表記します。

人に関わるものや人を表す「障害者」、「障^{がい}がいのある人」は「障碍者^{がい}」、「障碍^{がい}のある人」と表記します。

4 表記を改めないもの

例外として、法律等の用語や国・県・他市町等の施設名等の固有名詞は変更しません。

【例】

「身体障害者福祉法」、「障害児入所施設」、「児童福祉法に規定する障害児」
「視覚障害者誘導用ブロック」、「国立障害者リハビリテーションセンター」
「身体障害者補助犬」、「障害者週間記念事業」

5 施行日

本条例は、公布の日から施行します。